

令和5年度第1回 栃木地方労働審議会

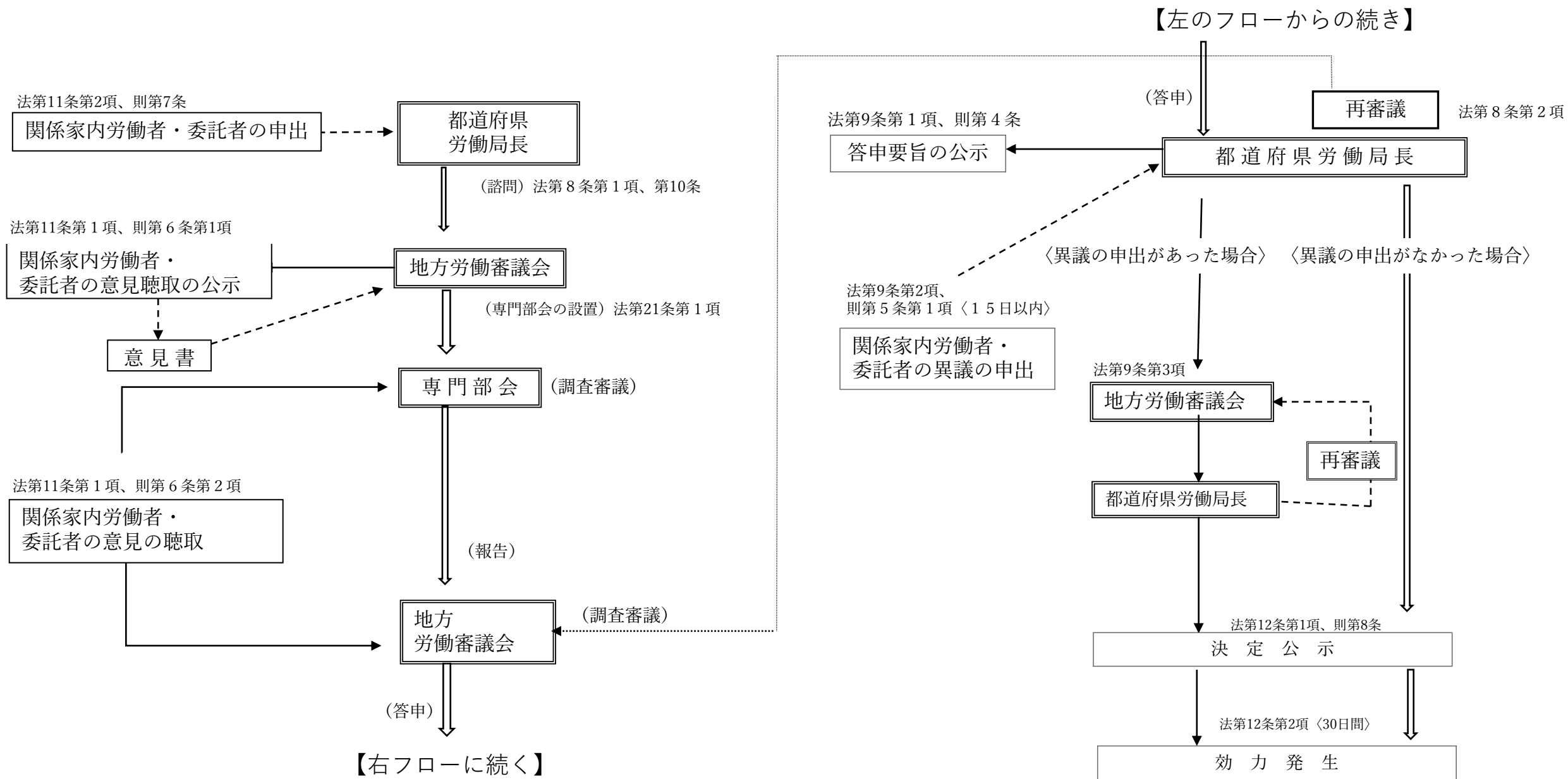
議題（4）関係

【栃木県電気機械器具製造業最低工賃の改正について】

栃木労働局

家内労働法に基づく
栃木県電気機械器具製造業最低工賃
の改正について

家内労働法に基づく最低工賃決定フロー



※「法」とは家内労働法を、「則」とは家内労働法施行規則を示す。

栃木県電気機械器具製造業最低工賃の概要について

1 適用する家内労働者および委託者の範囲

栃木県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者およびこれらの業務を委託する委託者

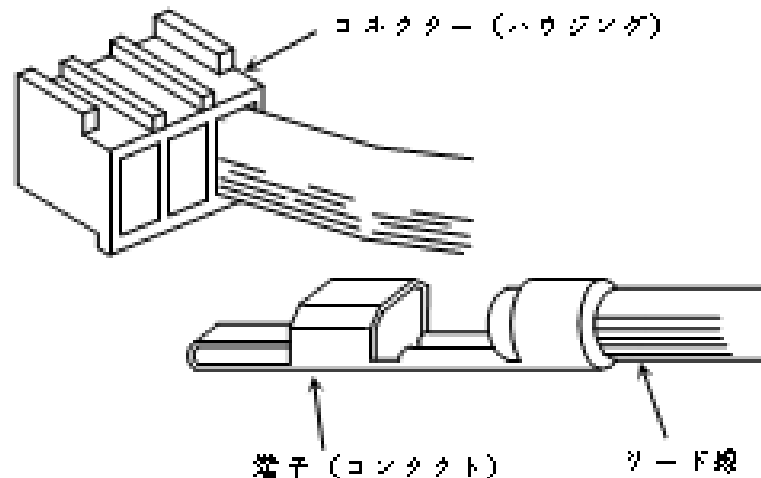
2 最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

品目	工程	規格	金額
コネクタ	差し（電線の末端に取付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。）	リード線について行うもの	1ピンにつき46銭

効力発生の日 令和3年4月20日

【部品解説図】



栃木県電気機械器具製造業最低工賃適用される委託者数・家内労働者数の推移 (平成19年～令和4年)

単位：人

区 分		平成19年	平成22年	平成25年	平成28年	令和元年	令和4年
電気機械器具製造業 (E28 E29 E30)	委託者数	46	29	40	30	29	26
	家内労働者数	731	231	505	346	366	292
上記のうち、 今般の改正諮問に 該当する委託者数・ 家内労働者数	委託者数	4	4	6	6	5	7
	家内労働者数	36	44	61	46	40	36
(参考値) 県 栃木	委託者数	153	108	171	141	101	119
	家内労働者数	2,066	1,332	1,554	1,406	1,155	1,104
(参考値) 国 全	委託者数	12,968	10,447	8,780	7,516	7,328	7,017
	家内労働者数	181,196	136,289	117,333	107,747	105,054	95,108

資料出所：各年の委託状況届、栃木県電気機械器具製造工賃実態調査結果等から集計

全国の電気機械器具製造業における最低工賃の状況について

都道府県	最低工賃名	工程	規格	最低工賃額	直近の発効日等
青森	電気機械器具製造業	コネクタ－差し	1端子ごとに差すもの	28円45銭 ※1	令和5年5月1日
			連続端子となっているもの	61円14銭 ※2	
宮城	電気機械器具製造業	コネクタ－差し	シールド線について行うもの	53銭	令和4年4月15日
			リード線について行うもの	41銭	
福島	電気機械器具製造業	コネクタ－差し		36銭	令和5年5月1日
茨城	電気機械器具製造業	コネクタ－差し		48銭	令和4年11月1日
栃木	電気機械器具製造業	コネクタ－差し	リード線について行うもの	46銭	令和3年4月20日
群馬	電気機械器具製造業	コネクタ－差し	2ピン以上10ピン以下のもの	58銭	平成25年5月15日
東京	電気機械器具製造業	コネクタ－差し		83銭	令和4年12月24日
神奈川	電気機械器具製造業	コネクタ－差し	リード線について行うもの	58銭	平成30年4月26日
			1しんのシールド線について行うもの	63銭	
			2しんのシールド線について行うもの	66銭	
富山	電気機械器具製造業	コネクタ－差し		30銭	令和5年4月28日
山梨	電気機械器具製造業	コネクタ－差し		56銭	令和5年4月22日

※1については100端子に対するもの。※2については100回行った場合のもの。

栃木県最低賃金の推移について（平成19年～令和5年）

最低賃金の種類	新設発効日		平成19年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
栃木県最低賃金	47. 5. 15	時間額	671	697	700	705	718	733	751	775	800	826	853	854	882	913	954
		引上げ額	14	26	3	5	13	15	18	24	25	26	27	1	28	31	41
		改定率(%)	2.13		0.43	0.71	1.84	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27	0.12	3.28	3.51	4.49

※引上げ額及び改正率は前年と比較したもの。なお、平成20年及び平成21年の記載を省略しております。

※前回最低工賃の改正発効を行った令和2年と令和5年の栃木県最低賃金を比較すると100円（11.71%↑）高くなっている。

栃木県電気機械器具製造業最低賃金の推移について（平成19年～令和5年）

最低賃金の種類	新設発効日		平成19年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
栃木県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金	63. 12. 21	時間額	768	789	793	799	809	822	836	851	869	889	910	913	940	971	審議中
		引上げ額	12	21	4	6	10	13	14	15	18	20	21	3	27	31	
		改定率(%)	1.59		0.51	0.76	1.25	1.61	1.70	1.79	2.12	2.30	2.36	0.33	2.96	3.30	

※引上げ額及び改正率は前年と比較したもの。なお、平成20年及び平成21年の記載を省略しております。

※前回最低工賃の改正発効を行った令和2年と令和4年の栃木県電気機械器具製造業最低賃金を比較すると58円（6.35%↑）高くなっている。

家内労働法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

（最低工賃）

第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

（最低工賃の改正等）

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

（最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等）

第十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

家内労働法（抄）

（最低工賃額等）

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。））との均衡を考慮して定められなければならない。

（最低工賃の効力）

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

（専門部会等）

第二十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かななければならない。
2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。